置賜広域行政事務組合告示第１７号

本組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の休業日の一部を変更したので、置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の設置及び管理に関する条例（平成２０年条例第４号）第４条に基づいて、次のとおり告示する。

令和２年　４　月　３　日

置賜広域行政事務組合
理事長米沢市長　中　川　　勝

１　施設の名称
置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）

２　施設の休業日

区分	休業日	
	変更前	変更後
臨時休業日	プールメンテナンスに伴う休業日 8月12日、8月13日、8月14日、8月15日　以上4日間	新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う休業日 4月4日から4月30日まで プールメンテナンスに伴う休業日 8月12日、8月13日、8月14日、8月15日